

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり公告し、一般の縦覧に供します。

平成二十六年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象区域

桜井市大字東新堂四八五番一の一部、四八六番一、四八七番一、四八八番一、四九〇番一、四九一番一、四九二番一、四九三番一、四九四番、四九五番一、四九六番、四九七番一、四九八番、四九九番一、五〇〇番、五〇一番一、五〇二番、五〇三番一、五〇四番、五〇五番一、五〇六番一、五〇七番一、五〇八番一、五〇九番一、五一〇番一の一部、七〇〇番、七〇一番、七〇二番及び七〇三番

二 認定年月日

平成二十六年九月三十日

三 認定計画書の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課